

徳島県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、徳島県西部総合県民局二好庁舎において、令和八年一月二十七日から一週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十七日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　一般国道

四三九号		路線名	
同	先	三好市東祖谷櫻尾六九三番四地	区間
新	旧	の別	新旧
五・四・九・八	五・四・七・三	敷地の幅員 (メートル)	新旧
一六・六	一六・六	延長 (メートル)	新旧